

Deep Tech Expansion Program 2026 業務委託仕様書

本書は、「Deep Tech Expansion Program 2026 業務委託」に係る業務内容の詳細等、企画提案に必要な仕様を定めるものである。提案者は、本仕様書の内容を踏まえ、事業目的を達成するために実現可能な内容について、事業提案書にて可能な限り具体的に提案すること。

福岡市（以下「発注者」という。）は、受注事業者（以下「受注者」という。）に対し、「Deep Tech Expansion Program 2026」（以下「本事業」という。）に係る業務を委託する。なお、本事業の内容及び業務の範囲については、本仕様書に定めるところによるものとする。

1 件名

Deep Tech Expansion Program 2026 業務委託

2 目的

本事業は福岡市内のスタートアップ・エコシステムの高度化及び持続的な成長を図る観点から、海外市場への事業展開を志向する市内外のディープテックスタートアップ等を対象に、成長フェーズや事業特性に応じた個別支援を実施し、共同研究、事業連携、販路開拓等の具体的な成果の創出を目指すものである。

あわせて、継続的な協議の実施やその実施に向けた合意形成等を通じて、将来的な具体的な成果の創出につながる状態の構築を重視するとともに、仮説構築から検証、商談機会の創出、関係構築の進展に至るまでを一貫して支援することを目的とする。

3 支援対象者

支援対象者は以下の条件をすべて満たすスタートアップ等（創業予定者を含む）とする。なお、支援対象者の分野についてはライフサイエンス（バイオ、ヘルステック）分野を必須とし、これに加えて、フード・アグリテック、クリーン・クライメートテック等の分野も対象に含めることができるものとする。

【支援対象者共通】

- ・ 海外展開意思および事業推進体制を有し、本事業期間中に具体的な成果創出に取り組む意思があること

【スタートアップの場合】

- ・ 福岡市内に事業所等を有すること
又は令和10年3月31日までに福岡市内で事業所等を設立する計画がある市外スタートアップであること
- ・ 令和8年4月1日時点で会社設立から概ね15年以内であること

【創業予定者の場合】

- ・ 令和 10 年 3 月 31 日までに福岡市内で創業する計画があること
 - ・ 具体的な製品または試作品を有していること
- ※ただし研究シーズ等、製品・サービスおよびその試作品を持たずとも成果創出可能と判断できる場合はこの限りではない。

4 実施内容

受注者は、海外市場への事業展開を志向するスタートアップ等(すでに事業展開しているものを含む。)に対し、以下の業務を実施すること。

(1) 支援対象者の募集・選考（5 者以上）

募集にあたっては、効果的な広報を行うとともに応募の受付、及びとりまとめを行い、その結果を発注者に報告すること。

支援対象者の選考にあたっては、選考基準及び選考結果について、発注者と事前に協議のうえ決定すること。

(2) 個別支援の提供

- ① 各スタートアップ等の事業内容、海外展開の状況及び課題を分析し、展開対象市場（地域）並びにターゲット顧客・連携先に関する仮説を設定すること。（目安：1 か月程度）

対象市場については、選定理由及び市場特性（規制、商習慣等）を整理すること。

- ② 上記仮説に基づき具体的な商談候補となり得る企業・機関（共同研究先、事業連携先、販路開拓先等）をリストアップすること。（目安：1 か月程度）

各者海外展開に向けた課題を分析・把握し、ニーズに応じた候補先のリストアップを行うこと。

- ③ 営業戦略及び検証計画を策定するとともに、渡航前支援を実施すること。（目安：3 か月程度）

抽出した候補先に対し、海外渡航プログラムの目的、実施内容及び成果目標を明確化したうえで、具体的なアプローチ方法、提案内容及び検証プロセス（商談・実証等）を含む営業戦略を策定し、渡航前のメンタリング等の支援を行うこと。

- ④ 商談機会の創出及び現地プログラムを実施すること。（目安：2 か月程度）

海外渡航またはこれに準ずる方法により、具体的な商談機会（個別面談、ピッチ、イベント参加等）を創出すること。なお、単なる機会提供にとどまらず、商談の成立や継続的な関係構築につながるよう、渡航前の事前商談設定や現地商談の同席・助言・改善フィードバック等の実務支援を行うこと。

- ⑤ フォローアップ及び成果の具体化に向けた支援を行うこと。（目安：1 か月程度）

商談後のフォローアップを実施し、継続協議、実証実験、契約締結等の具体的成果につなげる支援を行うこと。あわせて、今後の海外展開に向けた課題整理及び次のアクションを提示すること。

(3) 事業の分析

受注者は、以下の業務を実施し、本事業の分析・整理を行うこと。

① スタートアップ等に対するアンケート・ヒアリングの実施

本事業に参加したスタートアップ等に対し、アンケート及び必要に応じたヒアリングを実施し、本事業の有効性や課題について定量的・定性的に把握すること。

② 事業成果の分析・整理

本事業に参加したスタートアップ等の成果内容、進捗状況及び課題を整理し、取りまとめること。また、アンケート及びヒアリング結果を踏まえ、成果創出に寄与した要因及び阻害要因について分析を行うこと。特に成果創出に至った事例及び至らなかった事例について、その要因を整理すること。

(4) 事務局の設置

受注者は、本事業に係る事務局を設けることとし、本事業に係る応募者や参加者、講師等への一切の連絡調整・問い合わせ対応などを全て事務局にて行うこと。また、発注者と受注者との連絡調整は、連絡窓口となる担当者1名を決定し、その者を通じて連絡調整を行うこととする。

5 本事業における KPI

【事業 KPI】

- ・ 商談候補先リスト：20 件以上／社（者）
- ・ 商談実施件数：10 件以上／社（者）

【成果 KPI】

受注者は本事業に係る成果 KPI（本事業に参加したスタートアップ等の継続協議案件創出や共同研究・実証・契約等の具体的成果創出件数）を設定し、事業を実施すること。

6 成果品

「報告書」の電子データ一式（Windows PC で閲覧できる形式とすること）

※報告書には、プログラム全体の概要（実施内容、メンター情報、記録写真等）やプログラム参加者の支援内容、課題、進捗状況、今後の計画等に加え、KPI に関する実績（件数、成果事例）等を含めて記載すること。

7 履行場所

福岡市経済観光文化局創業推進部 外

8 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

9 その他

- ① 受注者は本業務を行うにあたり、業務の円滑かつ確実な遂行ができるよう、業務遂行責任者、発注者との連絡調整担当者を定めるとともに、必要な業務遂行体制を確保すること。

- ② 本プログラムへの参加に要するスタートアップ等の渡航費・宿泊費等については、原則として受託者が負担するものとする。
ただし、当該経費の負担にあたっては、渡航日程、渡航先及びプログラム内容等を踏まえ、1社(者)あたりの負担上限額を設定するものとし、その対象範囲、支給額及び条件については、事前に発注者と協議の上決定するものとする。
- ③ 本事業における成果については、発注者に帰属する。
- ④ 本事業における成果物及び履行過程で得られたデータ等(写真、図表含む)の著作権は、発注者に帰属する。
- ⑤ 本委託により作成した印刷物について、発注者は受注者又は受注者以外の事業者へ委託し、版下の修正や再編集を行うことができる。
- ⑥ 受注者は取得する個人情報を適切に管理すること。その他、個人情報については、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守すること。
- ⑦ 旅行業者に再委託する場合は、あらかじめ旅行業者名、旅行業登録番号を参加者及び発注者に対して明らかにすること。
- ⑧ 本事業は、国の地域未来交付金(地域未来推進型)対象事業のため、国からの要請(ヒアリングや報告等)などの際には、発注者の求めに応じた対応を行うこと。
- ⑨ 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて担当者と協議を行い定めるものとする。
- ⑩ 本事業の実施にあたり、受注者は、海外市場特有のリスク(規制、商習慣、地政学等)を踏まえ、適切な対応策を講じること。
- ⑪ 支援対象者に対しては、本事業の目的を踏まえ、一定のコミットメント(打合せ参加、資料準備、商談対応等)を求めること。